

- 指定公共機関である日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター(茨城)が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。また、オフサイトセンター(OFC)や緊急時モニタリングセンター(EMC)等へ専門家を派遣。



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



資機材運搬車



移動式全身測定車



日本原子力研究開発機構  
原子力緊急時支援・研修センター(茨城)

日本原子力研究開発機構  
原子力緊急時支援・研修センター  
(福井支所)

※平成23年東日本大震災時における  
日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



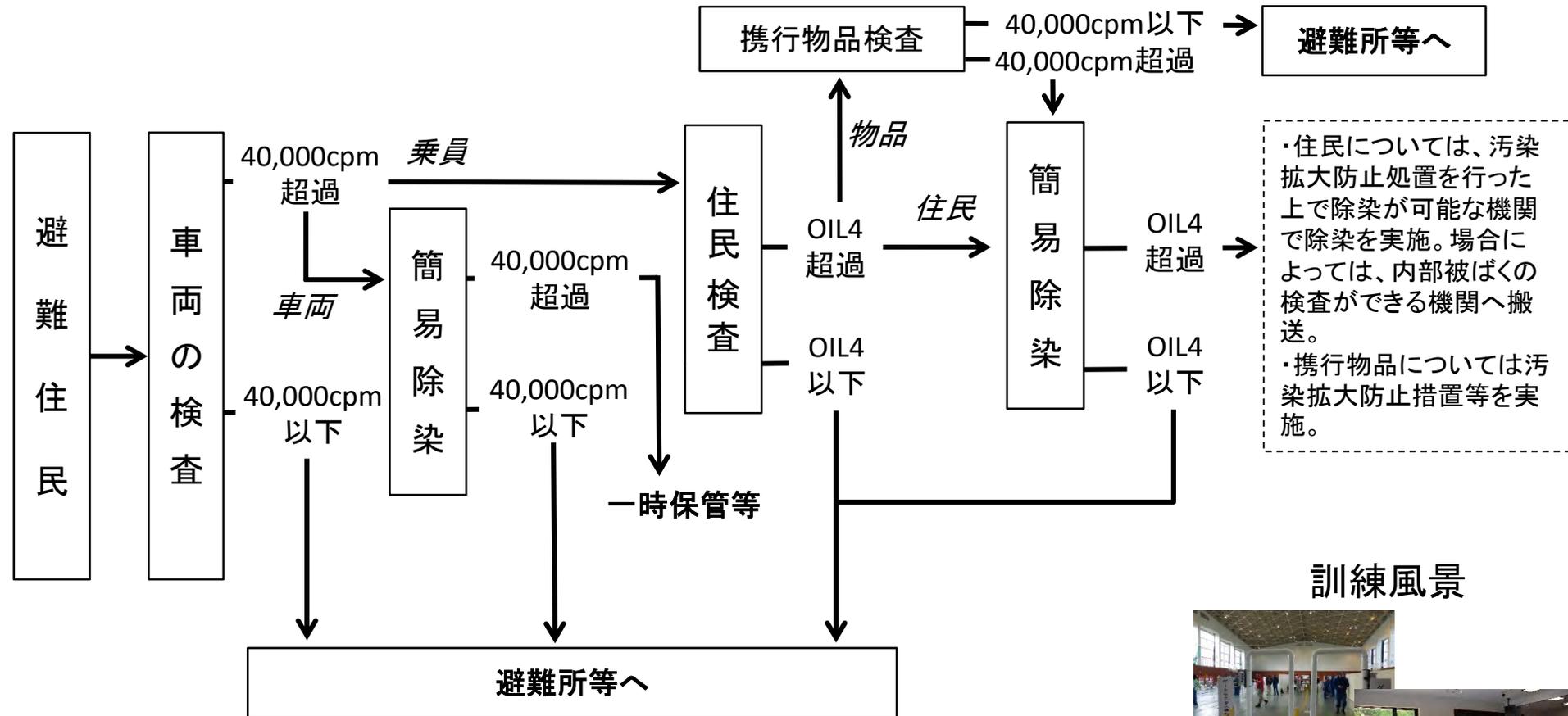
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

## 避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



### 訓練風景



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

# 原子力災害時の医療体制

## 原子力災害医療協力機関

【汚染等傷病者の初期診療及び救急診療、放射性物質による汚染の測定】

- ①避難退域時検査
- ②ふき取り等の簡易な除染
- ③軽度の外傷等の治療
- ④健康相談 等



## 原子力災害拠点病院

【汚染の有無にかかわらず傷病者に対する高度医療を提供】  
 (佐賀県、長崎県、福岡県が各々1~3程度指定する)

- ①原子力災害医療派遣チームを有している
- ②内部被ばくの測定及び線量評価、除染が出来ること
- ③被ばく傷病者等に対して救急処置及び入院治療ができること 等

**原子力災害拠点病院で対応困難な傷病者は、下記支援センターへ搬送**

消防防災ヘリ、自衛隊航空機等  
 による搬送

## 原子力災害医療・総合支援センター 高度被ばく医療支援センター

【基本的に長崎大学が対応】

- ①高度専門的な線量評価
- ②高度な専門的除染 等

**高度かつ専門的な被ばく医療**



※ 原子力災害対策指針に示してある、「原子力災害時における医療提供体制」の整備を行う。

## 9. 国の実動組織の支援体制



- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、関係府県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)による支援を実施。

## 全国の実動組織による支援

災害派遣・原子力災害派遣  
全国の陸・海・空の自衛隊による支援

警察災害派遣隊  
全国の都道府県警察による支援

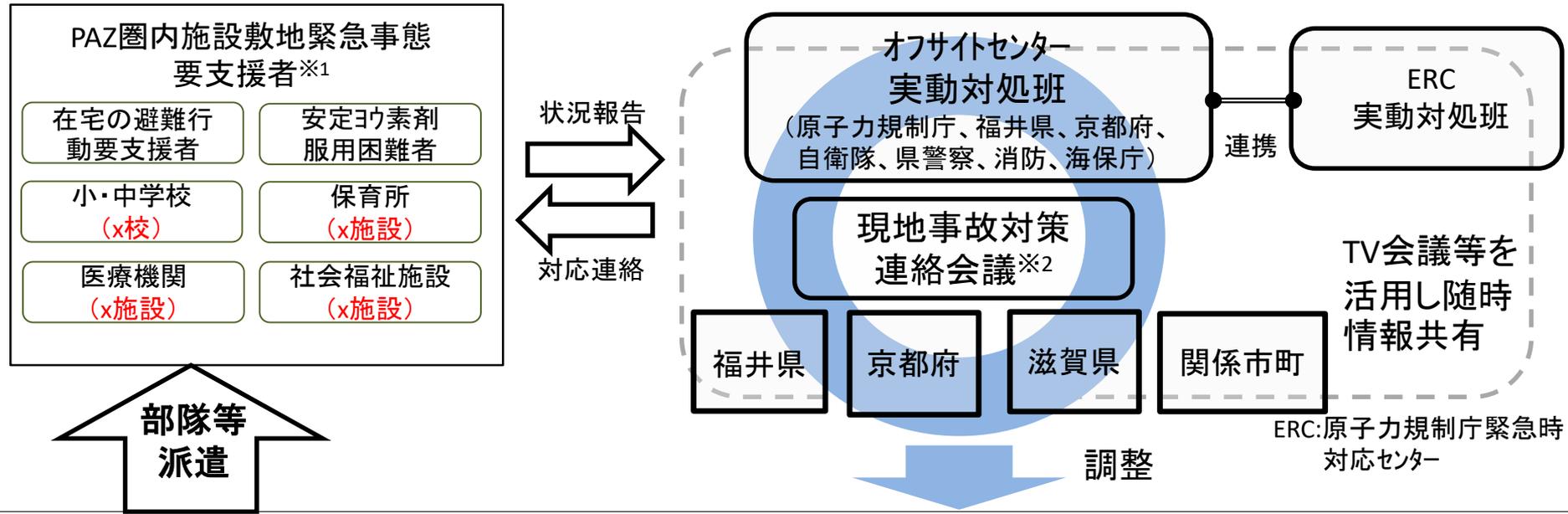
緊急消防援助隊  
全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

巡視船艇・航空機の派遣  
全国の管区海上保安本部による支援



# 施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

- 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置(対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ)。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。
- ※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施  
⇒ 不測の事態における福井県、京都府、滋賀県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



- |   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| <p><b>&lt;自衛隊&gt;</b><br/>陸上自衛隊中部方面総監部<br/>海上自衛隊舞鶴地方総監部<br/>航空自衛隊航空総隊司令部</p> <p>等</p> | <p><b>&lt;警察&gt;</b><br/>福井県警察<br/>京都府警察<br/>滋賀県警察<br/>中部管区警察局</p> <p>等</p> | <p><b>&lt;消防&gt;</b><br/>若狭消防組合<br/>舞鶴市消防本部<br/>その他関係市町管轄消防機関</p> | <p><b>&lt;海保庁&gt;</b><br/>敦賀海上保安部<br/>舞鶴海上保安部<br/>第八管区海上保安本部</p> |
|---|---|---|--|

※1 全面緊急事態においては、PAZ圏内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ圏内のうち対象地域の住民等を対象

※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

# 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

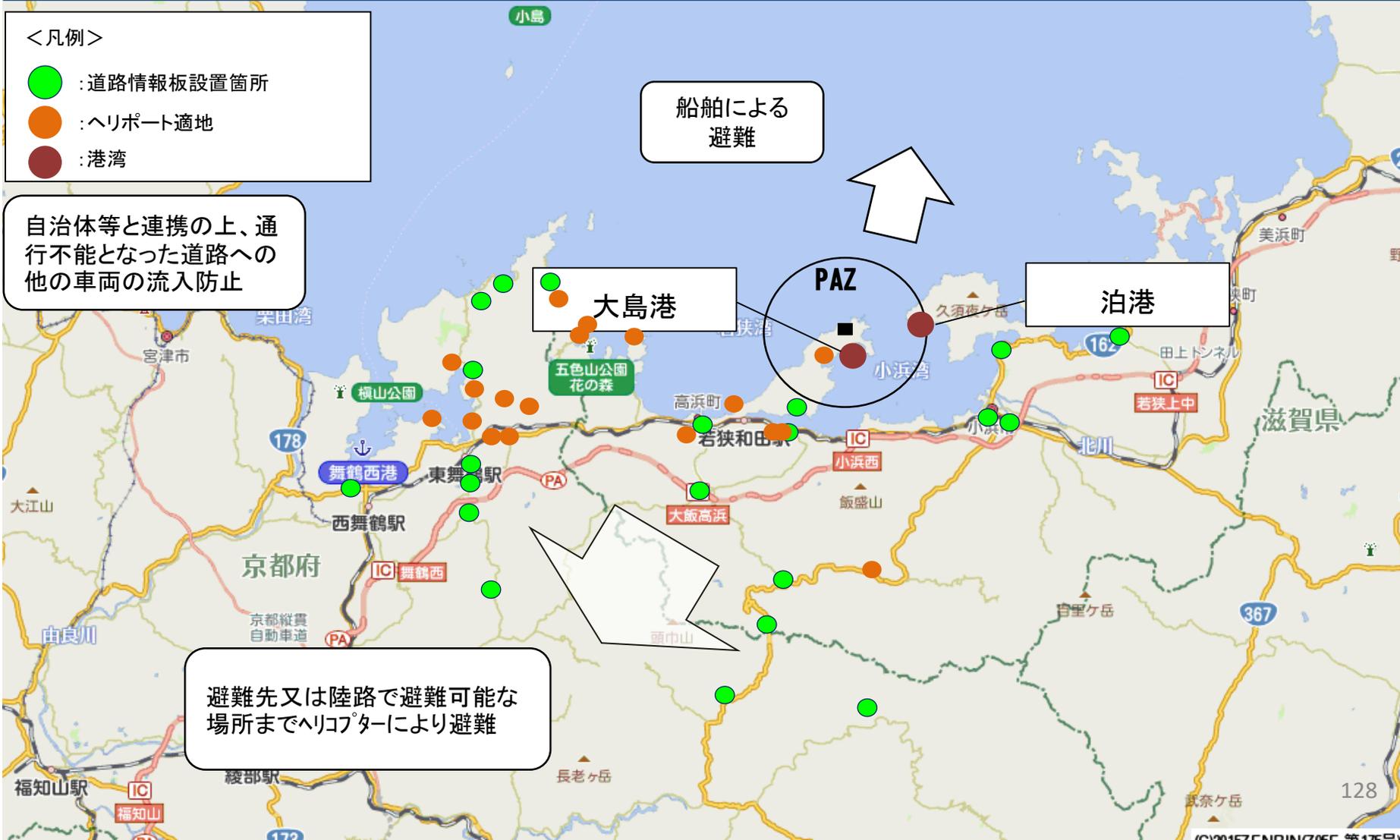
➤ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、関係府県及び関係市町からの要請により、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)による各種支援を必要に応じて実施(放射性物質の放出量が少ないケースについては、無理な避難を行わず、自宅等への屋内退避も活用)。

- <凡例>
- : 道路情報板設置箇所
  - : ヘリポート適地
  - : 港湾

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

船舶による避難

避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難



# 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

➤ 福井県、京都府、滋賀県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

## 防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時のスクリーニング及び除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



## 警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



## 消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



## 海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動

